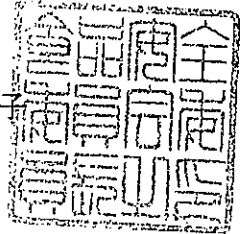


府 食 第 219 号
平成 24 年 3 月 1 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について

平成 24 年 2 月 22 日付け厚生労働省発食安 0222 第 11 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

別紙に掲載の 24 品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該 24 品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

1. 2,6-ジフルオロ安息香酸
2. N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド
3. XMC
4. アザフェニジン
5. アリドクロール
6. イサゾホス
7. エチオフェンカルブ
8. エトリムホス
9. クロプロップ
10. クロルフエンソン
11. ジクロン
12. シノスルフロン
13. ジメピペレート
14. テレフタル酸銅
15. トリクラミド
16. ナプロアニリド
17. ハルフェンプロックス
18. ピペロホス
19. ピリフェノックス
20. プロパホス
21. ブロモクロロメタン
22. ヘキサフルムロン
23. ナリジクス酸
24. パルベンダゾール